

令和8年度 墨田区立梅若小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第1章第2条より＞

- (1) 学校全体で一丸となって組織的に対応する。
- (2) 教員の指導力の向上を図る。
- (3) 被害児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、児童が安心して学校生活を送ることができるように守り通す。
- (4) 周囲の児童がいじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくりをすすめる。
- (5) 保護者・地域の方・関係機関と連携し、社会全体で取り組む。

2 学校及び教職員の責務

児童が集団生活の中で社会性や対人関係能力を学ぶ場となる学校においては、安心して学校生活を送れるように、いじめ問題に適切に対処する責務がある。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

いじめ対策委員会を設置し、いじめの防止対策にあたる。

② 所掌事項

- 未然防止
- 早期発見
- 早期取組
- 重大事態への対処

③ 会議

特別支援委員会と共に、いじめが疑われるときは迅速に開く。

- ④ 委員構成
校長、副校長、主幹、生活指導主任、いじめ対策担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)と当該学年主任と担任で構成する。

(2) 学校サポートチーム

- ① 設置の目的
いじめが複雑多様化する中、いじめ問題を迅速かつ適切に解決できるようにするために、地域社会の応援を得るために設置する。
- ② 所掌事項
 - 未然防止・早期発見のための情報提供
 - 学校に対する、いじめ問題解決に向けた相談・助言を行う。
 - 保護者のサポート
 - 児童の見守り等の安全確保の協力
- ③ 会議
定期開催の他、必要に応じて協力依頼のための会議を開く。
- ④ 委員構成
校長、副校長、主幹、生活指導主任、PTA 会長、PTA 本部役員、学校運営連絡協議会委員（民生・児童委員、青少年委員、読み聞かせボランティア等）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取り組み

「いじめをしない させない 許さない 学校づくり」

- ①教員の指導力の向上と組織的対応のために
 - ・いじめ対策委員会を設置する。
 - ・いじめに関する研修を実施する。(年間3回以上)
 - ・生活指導夕会で児童の情報を共有する。(週1回)
- ②いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組
 - ・いじめに関する授業を実施する。(年間3回以上)
 - ・児童会による主体的な取組への支援をする。

(2) 早期発見のための取組…「いじめを直ちに発見できる学校づくり」

- ①いじめの「見える化」のために
 - ・アイチェックの実施(年2回)
 - ・SCによる5年児童の全員面接を実施する。

- ・校内巡視等で児童の観察を行う。
 - ・年3回の「いじめ実態調査」を実施し、結果を分析・活用する。
- ②いじめの確実な発見のために
- ・幼保小中の連携をする。
 - ・「シャボテンログ」を活用して児童の状況観察を行う。
 - ・「スタンド・バイ」での情報をもとにいじめ案件や児童の悩みを把握する。
- ③保護者・地域との連携のために
- ・学校だよりや保護者会を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針について説明をする。
 - ・学校だよりや保護者会を通じて、保護者・地域に SC、ソーシャルスキルワーカー (SSW) の紹介をする。
 - ・学童クラブとの連携をする。
- (3) 早期対応のための取組…「いじめを解決し、繰り返さない学校づくり」
- ①学校いじめ対策委員会を中心とした学校全体の迅速な対応のために
- ・情報を整理する。
 - ・緊急に会議を開き、教職員の役割分担を明確化する。
- ②被害児童・加害児童・周囲の児童への取組
- ・SC・SSW を活用する。(被害の児童と保護者のケア)
 - ・複数の教員による、声かけ・登下校時の付き添い等、状況によって判断して実施する。
 - ・いじめを伝えた児童を守り通す。(登下校時の教員の付き添い・見守り・積極的な声かけ等) SC と連携した助言をする。
 - ・加害児童に対する指導を徹底する。
- ③教育委員会・関係機関との連携
- ・早期に教育委員会に報告して、情報を共有する。(毎月のいじめ報告)
 - ・警察・児童相談所との連携。
- ④保護者・地域との連携
- ・保護者会を開き、積極的に情報を提供する。
 - ・PTA に情報を提供する。
- (4) 重大事態への対処…「学校・保護者・地域が一丸となって児童を守り通す」
- ①被害児童の保護・ケア
- ・複数の教員が見守る体制を構築する。
 - ・SC によるケア。
 - ・SSW による家庭訪問をする。

②加害児童への働きかけ

- ・必要に応じて、児童・保護者をケアする。
- ・複数の教員が見守る体制を構築する。
- ・SCによるケア。
- ・SSWによる家庭訪問をする。

③教育委員会・関係機関（福祉、医療機関、PTA、民生児童委員等）と一体になって対応する。

④保護者・地域との連携

- ・緊急保護者会を開催する。個人情報に十分配慮した上で、状況・対応を説明する。

⑤再発防止を目的に事実関係を明確にするための調査。

5 教職員研修計画

- (1) 職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」を徹底する。
- (2) 研修会を実施し、教職員の意識改革を図り、指導力を向上させる。（「いじめ防止教育プログラム」及びDVD資料「STOP いじめ！ I・II」の活用）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校だよりや保護者会を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針について説明をする。
- (2) ・保護者会を開き、積極的に情報を提供する。
・PTAに情報を提供する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 早期に教育委員会に報告して、情報を共有する。
- (2) 警察・児童相談所との連携。
- (3) SCによるケア。SSWによる家庭訪問をする。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ対策の評価を学校評価で行う。
- (2) 「教職員向けチェックシート」（東京都教育委員会）の活用
- (3) 年度末に「学校いじめ防止基本方針」の改訂を行う。